

私って… うちの子って…
「発達障がい」なのかな…

そんなご心配を
おもちの方々へ

子どもから大人までのそれぞれの時期で
理学療法士が
お手伝いできることがあります



乳幼児から青年期の制度にもとづく
発達障がいに向けた
サービスのご紹介



理学療法士は
「運動」や「動作」の支援を通じて
皆さまの生活をお助けする
仕事をしています



公益社団法人
日本理学療法士協会
Japanese Physical Therapy Association

「いわゆる発達障がいなのかな？」

でお困りのみなさまへのご案内です

P.1

こんにちは。日本理学療法士協会です。

幼少の時期から社会人の時期に至るまで、

「発達障がい」あるいはその傾向があるのではないかと心配され、

お困りになっている方もいらっしゃるかと思います。

その心配を少しでも和らげていただきたいという気持ちから

パンフレットをお届けいたします。

ここでは理学療法士がお手伝いできる機会を中心に、

制度に基づくいろいろなサービスにつきまして、

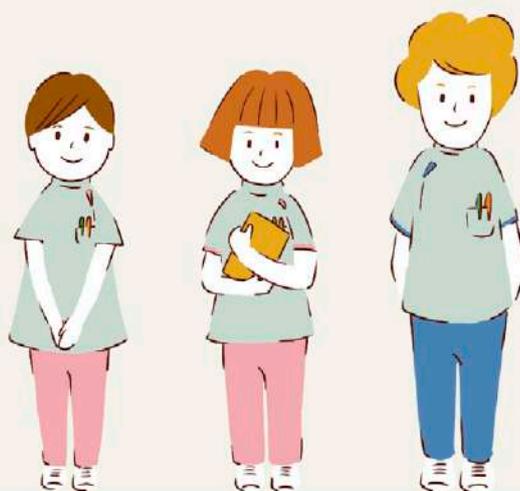
成長の過程を追ってご紹介しております。

サービスには地域によって多少差があります。

お読みいただいている皆さまには、

少々ご努力いただくこともあるかと思いますが、

行動のきっかけやご参考になればと願っております。



目次

- I 理学療法士がお手伝いできること P.2
- II 小学校入学前の時期では P.3
- III 学校に行っている時期では P.7
- IV 社会人に向かう時期では P.9

I 理学療法士がお手伝いできること

運動が苦手、姿勢が悪い、何か不器用といったお子さまはいらっしゃいませんか？
われわれ理学療法士がお役に立てるかも知れません。
“誠意”と“技術”と“科学的なエビデンス”をもって長い目でお手伝いします。

3・4歳位で違いを感じる人が多いようです

P.2

小さいときから同年代の子どもに比べ苦手なことが多い

なんとなく力が弱い感じがする
人の動きをマネして体を動かすことがうまくいかない
バランスが悪い、ヒモ結びがしにくい、人によくぶつかる、動きが多すぎる、
こだわりや、同じことのくりかえしが多く、新しいことに挑戦しにくい

→「発達性協調運動障害」あるいは「発達障害」
などと診断される場合があります。

成長とともに、
解消してくる
のかな？

不器用さなどの原因

筋力が弱め
背中が丸くなっている
目の動きと体の動きがあいにくい
音がいっぱい聴こえすぎてしまう
など



なるべく早くから
原因に気づき対処すれば
より良く育つ可能性が
あります。

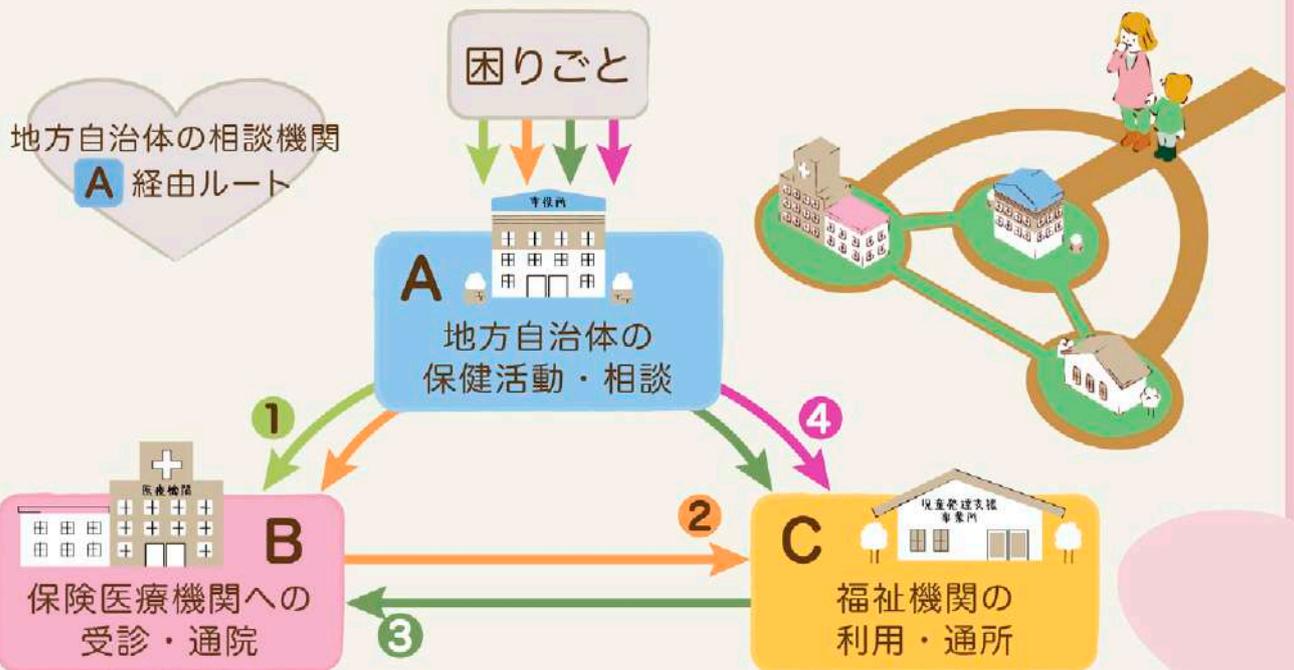
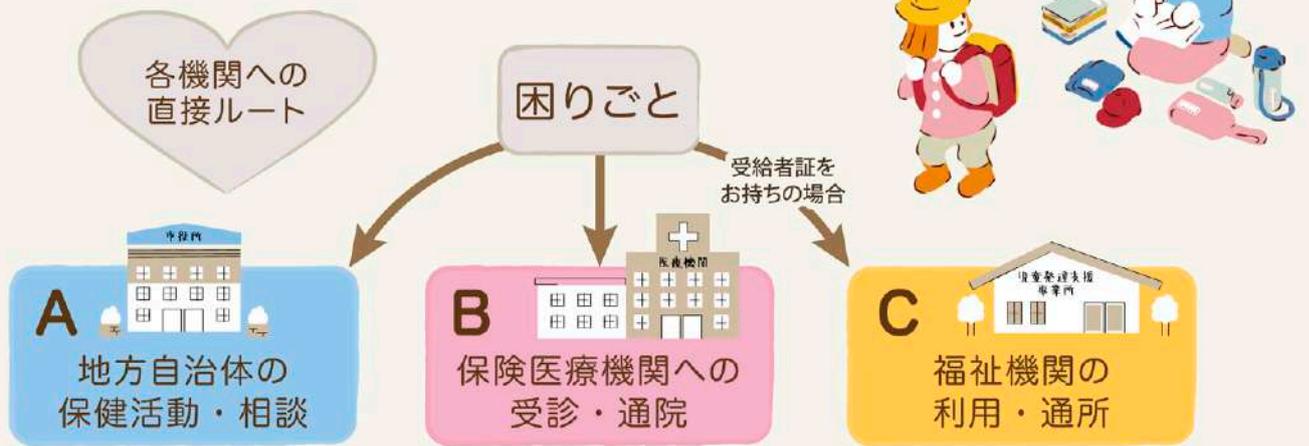
理学療法士は **\\姿勢や運動の専門家//**です！
理学療法で発達障がいの人のお役に立てます

姿勢と運動の良い点と良くすべき点
を的確に判断できます
運動や環境の変化を利用して生活動作を改善
させる具体策をもっています
コミュニケーション能力や社会での適応性をより良く
することができます



発達障がいかもしれない、と心配されるのは
ほとんどの方々が、小学校入学前だと思います。
ここでは、皆さまが理学療法などのサービスを受けやすいように、
“サービス機関利用の道筋”と、
“各サービス機関で受けられるサービスの簡単な内容”
をご案内いたします。

理学療法などのサービスを受ける いくつかの道筋



- ① → **A** 相談機関または **B** 医療機関につながる
- ② → **A** 相談機関から **B** 医療機関を経て **C** 福祉機関につながる (**B** **C** 併用可)
- ③ → **A** 相談機関から **C** 福祉機関を経て **B** 医療機関につながる (**B** **C** 併用可)
- ④ → **A** 相談機関または **C** 福祉機関につながる

ここでは、先ほど示した
“3つの機関の名称等とサービス”を紹介します。



A 地方自治体の保健活動を利用した相談

各市区町村では、医師や保健師、理学療法士など専門家が発達の遅れ、遅れの疑いのある子どもへの相談を行っています。

いろいろな
相談機関

市区町村の福祉関係の窓口
保健センター・保健所
発達障害者支援センター
児童相談所

いろいろな
職種

医師
保健師・看護師
保育士・幼稚園教諭
臨床心理士・公認心理師
管理栄養士
*理学療法士・作業療法士
*言語聴覚士
児童指導員



理学療法士が相談機関に在籍していることもあれば、
相談機関から医師や他職種とつながる際に、
理学療法士にもつながることがあります。
各都道府県や市区町村によりルートは異なります。

母子保健担当、子育て支援センターなどにお問い合わせください。



B 保険医療機関でのサービス

お子さまへの接し方などの相談、生活の中での体の動かし方や運動の練習、その方法をお伝えします。

医療機関種類名

療育センター*

小児病院

大学病院

総合病院・一般病院

小児科クリニック

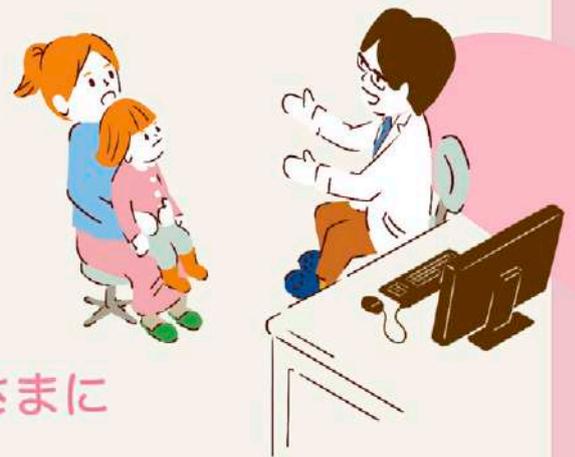
訪問看護ステーション

訪問リハビリテーション

医師より

発達障害の診断後
理学療法の処方があり
体を動かす練習や
課題を行います

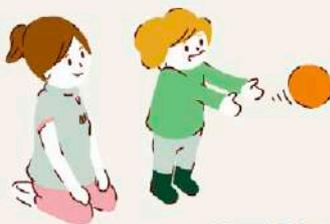
*療育センターの名称は全国的にも用語が統一されていません。
療育センター、発達支援センター、こども発達センター、
療育医療センター、医療福祉センターなど
地域によって異なりますので調べてみてください。



かかりつけのお医者さまに 相談しましょう

かかりつけの医師の前では、不安や行動での困りごとを具体的に整理して、
質問やお願いをしてみましょう。きっと相談にのっていただけると思います。

看護師や病院にある相談窓口で相談してみることもよいかもしれません。



キャッチボールで
滑らかな運動に取り組む



バランスボールを使った
体幹をきたえる運動



C 福祉機関でのサービス

お子さまへの接し方などの相談、遊びを通して体を動かすことや日常生活の動きの練習など、多様な生活場面で発達を支援します。

<福祉機関種類名>

- 児童発達支援事業所
- 児童発達支援センター
- 保育所等訪問支援事業所

障害福祉サービス受給者証
 を利用し、理学療法士が
 在籍している
 左記のサービスを利用

相談などで利用を進められたり、
利用しようと思ったら…

例 一般的なサービス利用までの流れ

① 事業所の情報収集や見学

② 市区町村の窓口で、障害者福祉サービス受給者証の申請を行う
発達に支援が必要だとわかる書類（医師の診断書または意見書、それに準ずるもの*）が必要

③ サービス等利用計画書を作成する

④ 受給者証を受け取る

⑤ 事業所と利用契約を行う

⑥ 利用開始

*市区町村により異なる可能性があるため、市区町村の窓口にお問い合わせください。



学校に行く時期では、多くの生活時間が学校になるという変化があり、
学校生活での過ごし方が大切になります。
ここでは“学校以外に併行して利用できるサービス”を紹介します。

これらのサービスは学校と連絡をとることがあります



福祉機関での支援（継続）

① 放課後等デイサービス事業所、 および保育所等訪問支援事業所による支援

放課後等デイサービス

放課後の生活の中での経験学習

保育所等訪問支援*

学校での支援を相談できます

*保護者の依頼で行われるものであり、小学校・特別支援学校小学部等の先生方に対して支援方法などの指導が行われます。

！ 上記の支援を受けるには

受給者証を取得することで通所の申し込みができます。世帯収入上限はありますが1割負担でサービスを受けられます。



② 訪問看護・リハビリテーション事業所による 理学療法士の派遣

ご自宅にお伺いし、運動の仕方や遊び方、
生活の過ごし方などを提案することができます。

！ 上記の支援を受けるには

訪問看護ステーションは、ご本人、ご家族もしくは相談支援事業所や病院の地域連携部門より事業所に問い合わせ後、受診の上、医師の指示書の発行が最長で半年に一度必要です。
訪問リハビリテーションは、事業所が所属する医療機関への受診と指示書の発行が毎月必要です。



医療機関での支援（継続）

学校前の時期とサービスは同じですが
利用頻度は変わる場合があります

療育センター / 小児病院 / 大学病院
総合病院、一般病院 / 小児科クリニック



線の上を歩いて
バランスの練習

医師より
発達障害の診断後
理学療法^①の処方が
あり体を動かす練習や
課題を行います

ここでは、生活の中心である“学校での支援について”をご紹介します。
学校は教育を行うところですので、理学療法士は学校での活動や参加がしやすくなるためのサポート役です。そんな活動をご紹介します。

理学療法士は、教育委員会や教育センター、特別支援学校等に配置されている場合がありますが、地域によって事情が異なります。

理学療法士が学校に配置されていない場合は、学校の依頼により学外の理学療法士が支援に行くことがあります。



教育機関における支援

特別支援学校

地域により理学療法士が配置され支援しています

特別支援学級

学外の理学療法士が学校に伺って支援します。

通常の学級

学外の理学療法士が学校に伺って支援することがあります。

学校で理学療法士がお手伝いできること

先生方からの依頼により、教育活動の教育目的に沿い、日々実施可能な以下の内容を提案します。

苦手な運動課題に対して、児が成功体験を得られるようなスモールステップでの指導方法と考え方

集団の中での行動を整えるための環境設定の提案と考え方

動きが良くなるトレーニングの指導法

教育機関では「合理的配慮」がなされます

学校での姿勢の不安定さが原因で「集中しにくい」「疲れやすい」などの困り感の原因を一緒に考え、教室内で可能な工夫や環境を整え、学びやすい状況を実現することも「合理的配慮」といいます。その時、学校と保護者・ご本人と一緒に考えますが、理学療法士が学校と関わる場合があります。

具体的には以下の関わり例などがあります。

体格に合った机と椅子のチョイス



学校では学年ごとに使用する机と椅子の規格があるようですが、実際に座りやすい、書きやすいをチェックし、より良い机と椅子、環境を提案します。

100均グッズ等を用いた簡易姿勢保持の提案



バスマットや滑り止めシート、タオルなど実践可能なグッズを用いて、快適に持続的に姿勢を保持するための環境づくりの提案をします。

運動発達の状況を踏まえた身体づくりのための運動の提案



ゲーム性をもたせたり、くりかえしの回数や運動の強さを調整して、それぞれに合った運動方法を提案します。

学校を終えると、社会人としての生活が始まりますが、いくつかの支援があります。地域によって異なりますが、“医療と福祉サービス”をご紹介します。

発達障害と診断された方で、就学終了後に理学療法士によるリハビリテーションのサービスを受ける場合

P.9

医療サービス（健康保険法）



外来通院（総合病院もしくは精神科等）でのリハビリテーション
訪問看護（一般病院、精神科）でのリハビリテーション



足の機能低下に対する評価

かかりつけの医療機関（主治医）が、小児精神科から精神科へ移行する場合もあると考えますが、院内への指示書もしくは他院への紹介状によりリハビリテーションを受けられる場合があります。

訪問看護ステーションや、訪問リハビリテーション事業所による理学療法士によるサービスを受けられることもあります。こちらでも医師の診察の上、指示書が必要となります。

福祉サービス（障害者総合支援法）



訓練等給付による自立訓練（機能訓練・生活訓練）
介護給付による生活介護事業所等でのリハビリテーション

市区町村の障害福祉担当窓口への相談の結果、障害者総合支援法（自立支援給付）に基づく訓練等給付を受けられる場合があります。お住いの地域窓口もしくは、相談支援事業所にご相談ください。

障害者総合支援法（介護給付）による生活介護事業所等の事業所に、理学療法士が所属していれば、事業所内でリハビリテーションを受けることが可能な場合があります。

*この時期の理学療法へのご要望の状況と理学療法士のお手伝いできる方法は現在、調査と開発段階にあります。そのため、この時期における上記サービスの利用は、現状、限られていますので、ご了承ください。



階段昇降の練習

学校を終えると、社会人として就労することも多いかと思います。
 “合理的な配慮の就労” に関してご紹介いたします。

就労に関する支援サービス (障害者総合支援法*)

* 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

以下の就労に関するサービスは、理学療法士の配置が必要ではありませんが、
 理学療法士が従事している場合や連携している場合があります。

就労移行支援事業

.....
 就労継続支援 A 型事業

.....
 就労継続支援 B 型事業

.....
 就労定着支援事業

情報共有から
 進路指導

状況を踏まえる



就労



実習



特別支援学校
 (中学部、高等部)

この機会を通じて就労に必要な技能や
 体力面などの把握と自己管理を踏まえ
 キャリアデザインを描くことで
 進路先とのマッチングにつながります。

理学療法士が行う身体機能面や
 心理面でのアドバイスが参考に
 なることがあります。

就労支援においても、合意形成に基づく
 合理的配慮を求めることが可能です。

「合理的配慮」「基礎的環境整備」は障害者差別解消法が規定しています。

学校内での学びや実習での様子の実績が、
 就労先での施設整備面に影響を及ぼすことがあります。

就労を含めたキャリア発達支援に理学療法士が関わった具体例

職場内の座席の配慮

障害の特性に応じて

記録の代替手段・時間の延長

メモや時間内での書き写し困難に対して

絵や写真カード、タブレット端末の利用

意思を伝え合う能力に応じて

座位での作業や休憩時間の確保

立ち続けることが大変な場合に応じて

社会生活の中では、“医療・福祉以外の様々な支援”があります。
地域によって異なりますが、ご紹介いたしますのでご参考ください。

発達障がい児者の生涯教育

発達障がい者の学びについては、自分らしく社会に参加するために、
その基盤となる以下のような力を養うことが重要です。

- 〈自分や社会のことを知ることで自分らしさを獲得していくこと〉
- 〈自分で調整力を身に付け、自分に合った就労のスタイルを見つけること〉
- 〈対人交流や社会参加のモチベーションの向上を図ること〉

他職種取り組み例 (一部、理学療法士も参画)

理学療法士は、体と運動、お子さまの発達の専門家として、
生涯学習として文化・スポーツ分野での活動に
少しずつ他職種とともに活動し始めています。

スポーツ教室、イベントの実施

多様な年齢層、障がい種の
障がい者と健常者が参加

主体的な社会活動への意欲を
向上させる活動の実施・開発



身体メンテナンス活動の実施

個別、障がいの種類により体操・ダンス、
リズム運動等の表現活動の実施と開発



運動による参加の促進イベントの実施

運動が苦手な
人々の教室

パラスポーツへの
参加とボランティア

一人ひとりにあった
生涯スポーツへの出会い



レジャー体験の実施

オンライン旅行や登山、
マリンスポーツなど

VR、デジタルツールを
利用したイベントの実施





公益社団法人
日本理学療法士協会
JPTA Japanese Physical Therapy Association



発行：公益社団法人 日本理学療法士協会

〒106-0032 東京都港区六本木 7-11-10

URL <https://www.japanpt.or.jp/>

TEL 03-5843-1747

FAX 03-5843-1748

2023年3月発行